

令和 8 年度 第 2 回総会

議 事 録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

日 時 令和8年5月14日（木）午後1時30分から午後2時25分

場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

2 委員数

(1) 現在総数 13人

(2) 出席委員 13人

今 野 正 章	辻 千 太 郎	小 谷 信 江
以 倉 孝 弘	柳 下 清 隆	寺 島 あつ子
霜 野 市 和	谷 野 保 博	田 中 宏
山 崎 勝 喜	北 尻 芳 孝	奥 野 正 作
松 本 智恵子		

(3) 欠席委員 なし

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 12人

小 林 義 博	光 田 裕 次	数 田 清 文
中 尾 美 昭	高 岡 一 平	塔 本 順 一
松 下 孝 彦	岸 田 勝 夫	田 中 利 幸
岡 所 次 郎	北 條 一 宜	登り山 正 嗣

(5) 欠席委員 1人

井 上 和 夫

3 議事説明員

農業委員会事務局

事 務 局 長 小 走 伸 吾

主 幹 長 野 諭

主 幹 山 本 幸 夫

八 木 祐 樹

4 付議事項

- 議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 8 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第 9 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について
- 議案第 10 号 農用地利用集積等促進計画の決定について
- 議案第 11 号 令和 7 年度最適化活動の目標に対する点検・評価について
- 報告第 7 号 農地法第 4 条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第 8 号 農地法第 5 条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第 9 号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について
- 報告第 10 号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について

5 会議の概要

議長（北尻芳孝会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和8年度第2回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において以倉孝弘委員、柳下清隆委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名をお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、13名中13名でございます。また、農地利用最適化推進委員は12名の出席をいただいております。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第10号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計10件であります。

それではまず、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第1号から第13号をご説明いたします。

まず、受付番号第1号は、申請地が南区豊田で市街化調整区域内にあり周囲は道路、田及び宅地に囲まれており、地目は田4筆で面積は合計1,092平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第2号は、申請地が東区石原町3丁の市街化調整区域内にあり、周囲は道路及び田に囲まれており、地目は田1筆、面積は459平方メートルで現在野菜の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第3号は、申請地が南区片蔵で市街化調整区域内にあり周囲は道路、畑及び農道に囲まれており、地目は畑1筆、面積は993平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第4号は、申請地が中区辻之で市街化調整区域内にあり周囲は道路、水路及び畑に囲まれており、地目は田1筆、面積は290平方メートルで現在野菜の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第5号は、申請地が北区野遠町で市街化調整区域内にあり周囲は田、畑、雑種地、宅地及び里道に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,024平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第6号は、申請地が東区石原町1丁で市街化調整区域内にあり周囲は田、畑、道路敷及び里道水路に囲まれており、地目は田3筆、面積は合計2,335平方メートルで現在耕うん済及び野菜の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第7号は、申請地が東区石原町1丁で市街化調整区域内にあり周囲は田、堤及び里道水路に囲まれており、地目は田2筆、面積は合計1,788平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第8号は、申請地が東区石原町1丁で市街化調整区域内にあり周囲は田、堤及び里道水路に囲まれており、地目は田1筆、面積は2,333平方メートルで現在稲刈り後の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第9号は、申請地が北区金岡町及び東区石原町1丁で市街化調整区域内にあり周囲は田及び里道水路に囲まれており、地目は田2筆、面積は合計2,538平方メートルで現在耕うん済及び保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第10号は、申請地が東区石原町1丁で市街化調整区域内にあり周囲は田及び里道水路に囲まれており、地目は田2筆、面積は合計1,236平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第11号は、申請地が東区石原町1丁で市街化調整区域内にあり周囲は田、宅地、農道及び里道水路に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,428平方メートルで現在稲刈り後の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第12号は、申請地が西区鳳北町3丁で市街化区域内にあり周囲は田、宅地、道路及び雑種地に囲まれており、地目は田1筆、面積は759平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が代地補償として、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第13号は、申請地が美原区小寺で市街化調整区域内にあり周囲は田、雑種地及び里道に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,295平方メートルで現在野菜及び耕うん済の状態です。

今回、譲受人が贈与を受け、所有権移転するための申請です。

以上13件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、受付番号第6号から第11号の譲受人につきましては農地法第2条第3項各号の「組織要件」、「事業要件」、「議決権要件」、「役員要件」に適合しており、農地所有適格法人の要件のすべてを満たしているものと判断しており、「農作業の常時従事要件」については適用を受けません。

いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はあり

ませんか。

今野委員 合同会社アグリの営農体制について どうなっていますか。

事務局 営農人員に対する取得面積の妥当性については、地元関係者の協力を得つつ営農を行う旨の説明がなされています。また、営農状況については、今後も利用状況調査や事業報告徴収等により確認していくものです。

霜野委員 将来的な農地転用の懸念はありませんか。

事務局 委員より、将来的に農地法第5条に基づく申請がなされる可能性について意見があったが、その場合には、同条に基づき立地基準その他の要件に照らし、別途審査を行うものです。

辻委員 違法性はありませんか。

事務局 委員より、申請の背景事情を踏まえた許可の適法性について質問があったが、虚偽の申請等の事実が認められる場合には法令に基づき対応いたします。

今野委員 審査権限の範囲について説明して下さい。

事務局 農業委員会は、提出された申請書類等に基づき、その適否を判断するものです。本件についても、農地法第3条の許可要件に基づき適正に判断するものです。

具体的には、譲受人の適格性その他同条に定める要件に照らし、審査及び判断を行うものです。

議長 他にご意見・ご質問はございませんか。

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請につい

て」をご説明いたします。受付番号第1号と第2号をご説明いたします。

まず、受付番号第1号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が、造園業を営む法人で申請地は西区原田の田3筆、面積は合計1,947平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、事業拡大により現在使用している資材置場と駐車場が手狭となったため、本申請地を取得し、露天資材置場及び露天駐車場として使用するものです。

申請は令和8年4月22日、同日農業委員会受付となっております。農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、暗渠排水管にて西側の集水桝に集め、西側道路側溝へと排水する計画です。周囲には、ブロックを設置する計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第2号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が、不動産業を営む個人で申請地は南区稲葉2丁の田1筆、面積は819平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、顧客より駐車場を貸してほしい旨の要望を受けたため、本申請地を取得し、露天駐車場に転用して貸付けるものです。

申請は令和8年4月23日、同日農業委員会受付となっております。農地区分は農地法施行規則第46条に該当し、第2種農地です。他の土地も検討した結果、代替性は無いものと判断されたものです。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については砂利敷による自然浸透及び勾配により、西側自己所有地を經由し、排水する計画です。なお、敷地北側にはブロック2段積みにする計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はあり

ませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第8号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第8号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」をご説明いたします。受付番号第1号をご説明いたします。

受付番号第1号は、申請人は中区福田に居住する農業者で、申請地は中区福田の畑が6筆、面積は合計2,983.55平方メートル、現在保全管理中、うね及び野菜の状態です。

本件について、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

また、当該地区協議会におきまして、適用農地の可否及び当事者の適格性について、承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり証明することに決定いたします。

続きまして、議案第9号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の

利用状況について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第9号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」をご説明いたします。受付番号第1号から第5号をご説明いたします。

まず、受付番号第1号は、相続人は東区北野田に居住する農業者で、申請地は東区北野田の田4筆、面積は合計2,481平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。次に、受付番号第2号は、相続人は南区别所に居住する農業者で、申請地は南区别所の田15筆畑3筆、山林（現況畑）10筆、溜池（現況畑）4筆、堤塘（現況畑）4筆、原野（現況畑）4筆で面積は合計29,900平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。次に、受付番号第3号は、相続人は中区福田に居住する農業者で、申請地は中区福田の畑2筆、面積は合計1,465.50平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。次に、受付番号第4号は、相続人は中区檜葉に居住する農業者で、申請地は中区檜葉と中区上之の畑2筆、面積は合計2,666.58平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。次に、受付番号第5号は、相続人は美原区今井に居住する農業者で、申請地は美原区今井の田4筆、面積は合計2,032.30平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、特例農地の利用状況について確認書抜粋表のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第10号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

ただし、受付番号第3号につきましては、寺島あつ子委員、受付番号第11号に関しては、今野正章委員に関する事項につき、これを除外してご審議いただきます。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第10号「農用地利用集積等促進計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第3号及び第11号を除く受付番号第1号から第13号をご説明いたします。

まず、受付番号第1号は、申請地は美原区大饗の田1筆、面積は1,153平方メートルで、現在保全管理中の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

次に、受付番号第2号は、申請地は南区別所の田2筆、面積は合計1,067平方メートルで、現在保全管理中及び野菜の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第4号は、申請地は中区田園の田1筆、面積は456平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

次に、受付番号第5号は、申請地は中区田園の田1筆、面積は519平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

次に、受付番号第6号は、申請地は中区田園の田1筆、面積は535平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機

構から転借人へ5年です。

次に、受付番号第7号は、申請地は南区大庭寺の田1筆、面積は836平方メートルで、現在保全管理中の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第8号は、申請地は中区陶器北の田1筆、面積は451平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

次に、受付番号第9号は、申請地は北区野遠町の田1筆、面積は1,636平方メートルで、現在保全管理中の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第10号は、申請地は南区豊田の田3筆、面積は合計1,007平方メートルで、現在うね及び野菜の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

次に、受付番号第12号は、申請地は西区太平寺の田1筆、面積は965平方メートルで、現在保全管理中の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第13号は、申請地は中区上之の田1筆、面積は1,046平方メートルで、現在保全管理中の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

以上の計画は、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。

なお、当該地区協議会におきまして、「農用地利用集積等促進計画案」のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。
続きまして、議案第10号の受付番号第3号をご審議いただきます。
本件につきましては、委員個人に関する事項につき、審議に先立ち「農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定」を適用し、寺島あつ子委員の退席を求めます。

(退席後)

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第10号「農用地利用集積等促進計画案」をご説明いたします。受付番号第3号をご説明いたします。

受付番号第3号は、申請地は美原区菅生の田1筆、面積は1,272平方メートルで、現在うねの状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

以上の計画は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。

なお、当該地区協議会におきまして、「農用地利用集積等促進計画案」のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。
審議が終わりましたので、寺島あつ子委員の退席をときます。

(入室・着席後)

続きまして、議案第１０号の受付番号第１１号をご審議いただきます。
本件につきましては、委員個人に関する事項につき、審議に先立ち「農業委員会等に関する法律第３１条議事参与の制限の規定」を適用し、今野正章委員の退席を求めます。

(退席後)

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第１０号「農用地利用集積等促進計画案」をご説明いたします。受付番号第１１号をご説明いたします。受付番号第１１号は、申請地は北区金岡町の田１筆、面積は２，５４２平方メートルで、現在ハウスの状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ１０年、農地中間管理機構から転借人へ１０年です。

以上の計画は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしております。

なお、当該地区協議会におきまして、「農用地利用集積等促進計画案」のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。審議が終わりましたので、今野正章委員の退席をときます。

(入室・着席後)

続きまして、議案第１１号「令和７年度最適化活動の目標に対する

点検・評価について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは、議案第11号「令和7年度最適化活動の目標に対する点検・評価について」をご説明いたします。

本件は、令和8年度第1回運営委員会で審議し、原案どおり、総会への議案提出が承認されたものです。

令和4年2月に発出された本件国通知において、農業委員会活動の振り返り、すなわち国通知における「点検・評価」については、翌年5月末までに総会で決定することとなっております。

なお、この点検・評価は、農業委員会については、主に成果目標における達成状況、また、最適化活動を行う委員の皆様については、主に活動目標における達成状況に基づき、それぞれ行うことになります。

お手元にお配りしている「別紙様式4」をご覧ください。この様式が、最適化活動の成果目標及び活動目標並びにそれらの昨年度実績を記載したものとなります。

まず、表の上段が、最適化活動の成果目標となっており、左側から申し上げますと、(1)農地の集積、(2)遊休農地の解消等、(3)新規参入の促進の三項目に分かれております。

各項目における昨年度の実績は、(1)農地の集積については、目標の集積率14.3%に対して、今年度末、すなわち令和7年度末の集積率が15.1%。(2)遊休農地の解消等については 緑区分解消面積の目標1.0haに対して、今年度は緑区分の解消実績がありませんでした。(3)新規参入の促進については、「新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得たうえで公表する農地面積」の目標3.2haに対して、1.3haとなっています。

続きまして、表の下段左側は、最適化活動の活動目標となります。委員の皆様には、昨年度1年間、ひと月に8日以上活動を目標としてお願いしてまいりましたが、中立委員を除きすべての委員が平均してひと月あたり8日以上最適化活動を行っていただきました。

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数のところで、月当たり活動

日数の実績が、平均9.4日となり、目標以上の達成となっています。
また、遊休農地の解消に向けて設定した（２）活動強化月間の実施や
農業祭当日に設置した相談窓口を位置づけた（３）新規参入相談会へ
の参加についても、目標回数を達成しました。

以上、表に記載されているこれらの実績を国通知にある点数表に当
てはめた結果、表の下段右側の「３点検・評価結果」、すなわち令和
7年度最適化活動の目標に対する点検・評価については、最適化活動
の成果と各委員の活動状況に鑑み、「農業委員会の点検・評価結果（評
語）」を「目標に対して期待どおりの結果が得られた」とし、また、最
適化活動を行う「推進委員等の点検・評価結果」につきましても、中
立委員を除く農業委員及び推進委員の26人全員に対し「目標に対し
期待どおりの結果が得られた」とすることをご提案するものです。

なお、本件については、本日ご審議いただき、ご承認いただきまし
たら、事務局において、国指定の様式を用いて、事務局長専決により
6月末までに公表手続を行うことといたします。

以上で、「議案第11号 令和7年度最適化活動の目標に対する点
検・評価について」、説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありま
せんか。

（質疑・意見なし）

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のと
おり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告第7号「農地法第4条の規定による届出に対する
事務局長専決処分の報告について」から報告第10号「農地の地目変更
登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告につい
て」までの計4件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第7号「農地法第4条の規定による届出に対する事務

局長専決処分の報告について」から報告第10号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計4件を一括してご説明いたします。

まず、報告第7号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は8件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第8号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は5件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第9号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は1件ございました。受付番号第1号は、申出者が子で、主たる従事者の死亡により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。案件を担当地区の委員による現地調査等の確認後、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第10号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は1件ございました。受付番号第1号は、申請地が西区菱木3丁の田2筆、面積は合計507平方メートル、現況は住宅で、非農地でした。総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和8年度第2回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第6号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第7号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第8号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第9号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第10号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第11号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 報告第7号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第8号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第9号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第10号	承 認	全 会 一 致

署 名 委 員

会 長	北 原 芳 孝
委 員	上 倉 孝 弘
委 員	柳 下 清 隆